大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 附則第 5 条第 1 項(附則第 5 条第 3 項において準用する同条第 1 項) の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 5 号および第 6 号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成 24 年 10 月 5 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 買取倉庫 甲西店 湖南市夏見 163-1
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 駐車場の位置および収容台数 100台
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 9時30分から19時30分まで
 - ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 9時から20時まで
 - (2) 変更後
 - ア 駐車場の位置および収容台数 121台
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 24 時間
 - ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24 時間
- 3 変更年月日 平成24年9月20日
- 4 変更に係るもの以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社 アヤハディオ 大津市におの浜一丁目1番3号 取締役 新居伸之
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 有限会社文 愛知郡愛荘町長野字久保 1310 番地 代表取締役 安武俊一郎
 - ③ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,695 平方メートル
 - (4) 駐輪場の収容台数 10台
 - (5) 荷さばき施設の位置および面積 1か所 25.2 平方メートル
 - (6) 廃棄物等の保管施設の容量 25.14 立方メートル
 - (7) 駐車場の出入口の数 4か所
 - (8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から22時まで
- 5 届出年月日 平成24年9月19日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1 滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1 湖南市建設経済部商工観光労政課 湖南市中央一丁目1番地

- (2) 縦覧期間 平成 24年 10月 5日から平成 25年 2月 5日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成25年2月5日
 - ② 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1